

## ワークシェアリングに係る奨励金（緊急雇用創出特別奨励金）の概要

### 1. 発動要件

- (1) 全国において、連続する12月の完全失業率（季節調整値）の平均が5.0%以上の場合
- (2) 地域ブロックにおいて連続する2・四半期の完全失業率の平均値が5.4%を超える場合

### 2. 支給要件

- (1) 事前に、「緊急対応型ワークシェアリング導入計画」（以下「計画」という。）を提出していること。

#### 【ワークシェアリングの条件】

- ①最近3か月間の生産量が前年又は前々同期に比べ増加していないこと。
- ②1週間に1時間以上の所定（又は所定外）労働時間の短縮とそれに伴う賃金の削減を行うこと。
- ③労使が合意し、協定、就業規則等により明文化されたものであること。

- (2) 計画提出の前日から起算して6か月前の日から奨励金支給の日までに被保険者を解雇していないこと。
- (3) 計画に記載した内容の企業内制度の整備（ワークシェアリング）を行い、かつ所定外（又は所定）労働時間が増加していないこと。
- (4) 計画提出後6か月以内に30歳以上60歳未満の非自発的離職者等を雇入れること。

### 3. 支給額

#### (1) 雇用創出支援

雇入れ1人あたり次の額を支給

- |   |      |
|---|------|
| ① 短時間労働者以外の一般被保険者の場合                    | 30万円 |
| ② 短時間労働者である一般被保険者の場合                    | 15万円 |
| ③ 6か月以上の有期雇用による短時間以外の一般被保険者の場合（中小企業に限る） | 15万円 |

#### (2) 制度導入支援

最初の雇入れに際し、事業所の規模に応じ、次の額を加算

- |              |       |
|--------------|-------|
| ○ 300人以下の事業所 | 50万円  |
| ○ 301人以上の事業所 | 120万円 |